

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する規程

(平成 24 年 2 月 16 日岡山県警察訓令第 3 号)

改正 平成 26 年 2 月 12 日警察訓令第 1 号 令和 2 年 2 月 3 日警察訓令第 1 号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する規程を次のように定める。

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する規程

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、朝食の額については 416 円、昼食の額については 441 円、夕食の額については 441 円、日額については 1,298 円をそれぞれ上限とする。ただし、疾病その他特別の理由があるときは、これらの額を超えることができる。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 12 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 3 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。